

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件

一審原告 アンビカ・ブダ・シン

一審被告 東京都 外1名

一審原告第1準備書面

2024年4月15日

東京高等裁判所第9民事部 御中

一審原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同	川 上 資 人
一審原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



目次

第1 はじめに	2
第2 国家賠償法6条の解釈適用の誤り	2
1 原判決の誤りについて	2
2 明文の規定から賠償額の制限は認められないこと	4
(1) 明文の規定、及び裁判例	4
(2) 裁判例	5
(3) 学説	5
(4) 仙台高裁令和2年9月30日判決	6

(5) 名古屋地裁豊橋支部昭和50年12月15日判決（以下、「名古屋地判」という。）	7
(6) 東京高裁平成27年7月30日判決（以下、「東京高判」という。）	8
(7) 那覇地方裁判所沖縄支部平成28年11月17日判決（以下、「那覇地判」という。）	9
(8) 福岡高裁那覇支部平成28年12月1日判決（以下、「福岡高判」という。）	10
(9) 論理的誤り	10
3 国賠法6条の制度趣旨に照らし、あるいは制度趣旨に基づいても賠償額の制限は認められないこと	11
4 外国の賠償実務を認定することは不可能であること	13
(1) 外国の賠償実務を認定することは不可能であること	13
(2) 過去の裁判例に照らしても不当であること	14
5 立証責任	15

第1 はじめに

一審原告は、控訴理由書において、原判決が国家賠償法6条の解釈適用を誤り損害賠償額は100万3000円が相当であるとした点に誤りがあると述べ、岡田教授の鑑定意見書（甲52号証）を提出した。一審原告は、本書面において、同条の解釈適用に関する原判決の誤りについて論じる。

第2 国家賠償法6条の解釈適用の誤り

1 原判決の誤りについて

原判決は、「国賠法6条が外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定しているのは、国際協調主義の理念をもってしても、日本人が受けた被害について当該外国を相手に損害賠償請求ができない場合にまで、我が国がその外国人の被害に対して損害賠償責任を負わなければならない理由はないという、衡平の観念に基づくものである」（43頁）と述べる。

そして、「国賠法 6 条 1 項の趣旨は、前記 5 のとおり、衡平の見地に基づくものであるが、各国の法制のあり方は様々であり、我が国と全く同一の要件・効果を期待することは困難である上、同一性を厳格に要求するといわずに権利救済を困難にするおそれがあることから、『相互の保証』とは、我が国の国賠法・と全く同一の規定であることを求めるものではなく、要件及び効果の点から見て実質的に同程度の賠償を受け得ることをもって足りるというべきである」（44～45 頁）とする。

その上で、「しかしながら、当該外国における賠償額が定額であり、かつ、その金額が我が国の賠償額に比して著しく低いことが明らかである場合には、当該外国において日本人が効果の点において実質的に同程度の賠償を受け得るとは認められない。したがって、かかる場合には、前記国賠法 6 条の制度趣旨に照らし、当該外国人に対する我が国の国家賠償責任も、当該外国において認められる定額賠償の範囲に限定されると解するのが相当である」、「ネパールにおける賠償は、我が国に比して著しく低い金額の定額賠償となっていることから、相互保証の制度趣旨に基づきこれを上限とせざるを得ないものの、定額の上限については、実務的取扱いとして 100 万ルピーまでの賠償を認めた先例が複数あることを踏まえ、これを限度とすることが相当である。」（47～48 頁）と述べて、賠償額を 100 万円に制限した。

原判決は、「衡平の観念」という制度趣旨に基づき「相互の保証」の判断基準は「要件及び効果の点から見て実質的に同程度の賠償を受け得ること」とした上で、本件において「相互の保証」はあると認めて国賠法の適用を認めながら、ネパールにおいては「同程度の賠償」は受けられないとして賠償額を制限しており、その論理は明らかに破綻しており取消しを免れない。

また、これまでの裁判例、及び学説は、相手国が定額賠償と認められる場合であっても、相互の保証を認めて国賠法を適用することが認められるか、という国賠法 6 条の要件充足性の問題として定額賠償の問題を検討しているのであ

って、原判決のように「相互の保証」が認められるにもかかわらず、同条を根拠に賠償額を制限するという効果を認めた裁判例は存在しない。そのような扱いは明確に明文の規定に反する違法な法の適用であり、また同条の趣旨からもそのような適用を導くことはできないからである。以下詳述する。

2 明文の規定から賠償額の制限は認められないこと

(1) 明文の規定、及び裁判例

国家賠償法第6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定し、同法の適用を定めるものであり、適用の場面において賠償を制限する効果を認めるものではない。つまり、同条は、同法の適用に関する要件を定めたものであって、効果を定めるものではない。したがって、国賠法6条を根拠に賠償額を制限した原判決は、同条の明文の規定に反し誤りである。

過去の裁判例、及び学説も、どのような場合に「相互の保証がある」と認められるのかという適用の可否、つまり要件充足性を検討する解釈論として発展してきたものであり、「相互の保証がある」と認めた上でさらに賠償額を制限する効果を認めるものはない。相互の保証が認められるにもかかわらず、明文の規定に反して、効果の面において賠償を著しく制限する原判決は、同条の解釈適用を誤るものである。

原判決は、相互の保証とは、「要件及び効果の点から見て実質的に同程度の賠償を受け得ることをもって足りるというべきである」（45頁）と述べる。そして、要件について「同程度の賠償を受け得ると認められる。」と述べた上で、「効果の点において実質的に同程度の賠償を受け得るとは認められない。」として賠償範囲を制限した。

つまり、原判決は、「相互の保証」はあるとして、国賠法6条が定める要件が認められるとしながら、「金額が我が国の賠償額に比して著しく低いことが明らかである場合」には、「国賠法6条の制度趣旨に照らし」賠償額を制限す

るという効果を発動することが許されると解しており、要件と効果を別のものとして検討し、適用しているのである。

しかし、このような解釈は上記のように明文の規定に反するものであるし、これまでの裁判例にはまったく見られないものである。これまでの裁判例は、後述の仙台高判、名古屋地判のように、「相互の保証」があるといえるかという要件充足性の判断において、「要件及び効果等」を含め我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度が「重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する上記のような衡平の観念に反することとなることについて立証」がなされた場合には、「相互の保証」がないとして要件が認められないとしているのであって、効果の程度についても「相互の保証」という要件充足性の判断において検討されているのである。

(2) 裁判例

原告は、昭和32年から、令和5年までの国賠法6条に関する裁判例を調査したところ、同条に関するものとして85件の裁判例が見つかった。これらの裁判例は、全て同条に基づいて国賠法の適用が認められるかという要件論を検討するものであり、適用ありとした上でその効果として賠償範囲の制限を行ったものは一件もないことが判明した。原判決は極めて特異な判断であり、その是正は司法にとっての急務である。

(3) 学説

学説においても、国賠法6条の解釈は、同法の適用を認めるかという要件論の解釈として展開されており、効果について論じるものはない。

宇賀克也「国家補償法」は、相互保証の解釈として包括的形式相互保証主義、個別的形式相互保証主義、実質的相互保証主義の三つの考え方があるとしているが、これらは要件論、すなわちいかなる条件の下に相互の保証を認め、国賠法の適用を認めることが相当かという議論である。

3説のいずれかを採り、相互の保証の有無を検討し、それが有ると判断した

場合に、進んで賠償範囲の制限を認めるという効果について議論するものではない。

原判決は、この点において、学説の理解を誤り、効果論が認められると誤解して国賠法 6 条を根拠に賠償の範囲を制限したものであり、誤りである。

(4) 仙台高裁令和 2 年 9 月 30 日判決

以上のように、裁判例、学説において、相互の保証を認めた上で、国賠法 6 条を根拠に賠償の範囲を制限するものはない。この点について、仙台高判令和 2 年 9 月 30 日（以下、「仙台高判」という。）は以下のように述べる。

国賠法 6 条は、我が国の国民に国家賠償による救済を与えない国の国民に対し、我が国が積極的に救済を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであるところ、涉外生活関係が著しく発展拡大している今日、我が国の国民に外国に対する国家賠償による権利救済を図る必要や、外国人に我が国に対する国家賠償による権利救済を図る必要が増大している一方、各国の法制度は多様であり、我が国と法制度の異なる外国の法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限することとなりかねず、また、同一性を厳密に要求できないことから仮に我が国より寛大な制度であることを要求することとすると、我が国より寛大な国家賠償制度を採用する外国が相互の保証を要求する場合、我が国はその外国からみればより厳格な制度を採用していることになるため当該国は我が国の国民からの国家賠償を認めないこととなり、その結果、我が国にとっても相互の保証を欠く結果となるという論理的破綻（いわゆる「両すくみ」）を来すため、これを防ぐ必要があることなどからすれば、相互の保証がないというためには、我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法 6 条の依拠する

上記のような衡平の観念に反することとなることについて立証を要すると解するのが相当である。

以上のように、仙台高判は、「相互の保証がないというためには」と述べて、あくまで要件論として国賠法6条を検討しているのである。そして、効果については、「我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する上記のような衡平の観念に反することとなることについて立証を要する」として、国賠法の適用を認めるか否かという要件の有無を検討する際の検討対象としているにすぎない。効果の面において国賠法6条を根拠に賠償範囲が制限されうるとしているのではないことを指摘しておきたい。

(5) 名古屋地裁豊橋支部昭和50年12月15日判決（以下、「名古屋地判」という。）

名古屋地判は、「国家賠償法第六条の相互の保証の有無について考察するに」として、「原告らが国家賠償法の適用を受けるためには、韓国において、わが国の国家賠償法第六条にいわゆる相互の保証がなされていることを要するものと解される。」とし、「大韓民国の国家賠償法によれば、同法第五条第一項前段において『公共の営造物の設置もしくは管理に瑕疵があるため、他人の財産に損害を生ぜしめたときは、国または地方自治体はその損害を賠償する責任がある』旨を規定し、同法第七条において『この法は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り適用される』旨を規定している。そうすると、原告らは、わが国の国家賠償法の適用を受けることができるものと解される。」と述べて、相互保証を認めた上でさらに以下のように述べる。「もっとも、韓国国家賠償法の五条一項後段には『この場合、他人の生命もしくは身体を害したときは、三条の基準により賠償をする。』と規定しており、同法三条等によれば賠

償額の定額化傾向が看取されるけれども、右は単に賠償額を定めるための基準にすぎず、いまだ同国の国家賠償法が同法五条に定める『公共施設等の瑕疵による損害賠償の責任要件』などを、わが国の国家賠償法の規定する要件よりも著しく嚴重にするものとは認められないから、前記基準が存在することによって、韓国の国家賠償法とわが国の国家賠償法との間に、たとえ若干の保護の差等があるとしても、前記相互の保証の存在を認定するうえで、その妨げとなるものではない、と解する。」と述べる。

このように、名古屋地判は、相互の保証があると認めて、国賠法が適用できると述べた上で、さらに相手国が定額賠償制度を取っている点について、「前記相互の保証の存在を認定するうえで、その妨げとなるものではない」と述べて、要件充足性を否定することにはならないと判断している。つまり、相手国における定額賠償という効果の点について、国賠法6条の明文が定める要件充足性の問題として検討しているにすぎない。原告の請求の範囲を制限する効果の問題として検討しているのではないのである。

(6) 東京高裁平成27年7月30日判決（以下、「東京高判」という。）

東京高判は、以下のように述べて、相互保証は「外国における我が国の国民の救済を拡充することにも資する」規定であることから合理性が認められるとし、「国家賠償法6条の要件充足性の判断に当たり」として、相互保証とは要件充足性の問題であると明言している。

同条は前記のような考え方に基づき、衡平の観念に根拠を有する規定であり、外国人による国家賠償請求について相互の保証を必要とすることによって、外国における我が国の国民の救済を拡充することにも資する面があることも考慮すれば、国家賠償法6条の規定は、外国人による国家賠償請求に関する特有の事情に基づいて適用されるものであって、その趣旨及び内容が合理性を欠くものということとはできない。このように

解しても、国家賠償法6条の要件充足性の判断に当たり、各国の法制度や統治機構の在り方あるいは法的手続や法的概念の有り様は一様でなく、その多様性自体が今日の国際化社会において当然の前提として是認されるべきものであることに留意して個々具体的な判断をすることにより、国家賠償法6条の解釈・適用の場面において国際主義の要請をも踏まえた妥当な判断をすることは十分に可能なものと考えられる。

原判決は、ネパールにおける賠償は100万ルピーに制限されているという誤った事実認定に基づき、原告の賠償が100万円に制限されると判断した。これは、「外国における我が国の国民の救済を拡充する」どころか、ネパールにおいて我が国の国民が公権力の行使によって被害を受けた場合、その賠償が100万ルピーに制限されうるという事態を招く。これは前記の仙台高判が述べたところの「論理的破綻（いわゆる『両すくみ』）を来たす」ものであって、誤りである。

(7) 那覇地方裁判所沖縄支部平成28年11月17日判決（以下、「那覇地判」という。）

那覇地判は、「日本の法制度と外国の法制度を比較するのが理論上も実際上も容易でなく、両制度の厳密な同一性を求めることはできないことからすれば、相互の保証があると認められるかどうかは、各制度に関する当事者の主張を比較検討し、当該請求を認めることが国賠法6条の依拠する公平の観念に反するかどうかという基準で決すべきである。」と述べる。

那覇地判も、あくまで「相互の保証があると認められるかどうかは」として、国賠法6条は要件充足性の問題であるとし、その検討にあたっては、「日本の法制度と外国の法制度を比較するのが理論上も実際上も容易でなく、両制度の厳密な同一性を求めることはできない」としている。

那覇地判に照らしても、「日本の法制度と外国の法制度を比較するのが理論上

も実際上也容易でなく、両制度の厳密な同一性を求めることはできない」にもかかわらず、ネパールの賠償の限度は100万ルピーであると認定し、原告の賠償の限度を100万円とした原判決が誤りであることは明らかである。

(8) 福岡高裁那覇支部平成28年12月1日判決（以下、「福岡高判」という。）

福岡高判も、以下のように述べ、相互保証とは要件充足性の問題であり、賠償の上限という実務上比較不可能な点を考慮して賠償に上限を設けることなど想定していない。

国家賠償法6条は、外国人が被害者である場合には相互の保証があるときに限り同法の適用があると規定されているところ、「相互の保証」の解釈は、各国の法制度や統治機構のあり方あるいは法的手続や法的概念の有り様は一樣ではなく、今日の国際化社会においては、その多様性を考慮して、国際主義の要請を踏まえて行うことが相当であり、「相互の保証」があると認められるには、国家賠償法所定の要件と重要な点で異なる要件の下にその請求が認められることで足り、国ごとに法制度は異なり、手続や法解釈のあり方にも多様性があり、請求を基礎づける各要件の厳密な照応関係まで要しないと解するのが相当であって、それと異なる解釈の被告の主張には理由がない。

(9) 論理的誤り

このように、過去の裁判例に国賠法6条を根拠として賠償額を制限したものはない。同条は「相互の保証がある」という要件が認められる場合に、国賠法「を適用する」ことを定めたものであって、効果について定めたものではないからである。

この点、原判決は、「国賠法6条の制度趣旨に照らし」、「相互保証の制度趣旨に基づき」として、同条の趣旨から賠償の制限が許されると解釈しているよう

であるが、誤りである。

なぜなら、同条の制度趣旨は、「衡平の観念」であり、「相互の保証がある」のは「衡平の観念に反しない」場合であって、定額賠償等の問題があったとしても「衡平の観念に反しない」場合に初めて「相互の保証がある」と判断されるのである。そうすると、定額賠償等の問題が看取されても、「衡平の観念に反しない」として「相互の保証がある」と判断したにもかかわらず、「衡平の観念に反する」として賠償額を制限することは、要件論において既に行った判断に反する判断を効果論において行っているということであり、背理である。

原判決は、国賠法6条の制度趣旨は衡平の観念であるとし、「相互の保証」の判断基準は「我が国の国賠法と全く同一の規定であることを求めるものではなく、要件及び効果の点から見て実質的に同程度の賠償を受け得ること」とし、「ネパールでは、本件と同一の事実関係において、我が国の国民が要件の点から見て同程度の賠償を受け得ると認められる。」（46頁）として、「相互の保証」を認めることは衡平の観念に反しないとして国賠法の適用を認めた。ここで、本来は判断は終わっていなければならない。原判決が、さらにその上で、「当該外国において日本人が効果の点において実質的に同程度の賠償を受け得るとは認められない」（47頁）としていることは、論理的に誤りである。

この点について、原判決が、要件と効果の面を区別し、6条から賠償の制限という効果をも導くことができると考えているのであれば、それは上記のとおり明文の規定、過去の裁判例、学説に照らしても6条の解釈を誤ったものである。

3 国賠法6条の制度趣旨に照らし、あるいは制度趣旨に基づいても賠償額の制限は認められないこと

以上、原判決の法律的、論理的な誤りを指摘したが、原判決は国賠法6条の制度趣旨に照らしても誤りである。

原判決は、同条の制度趣旨について「衡平の観念に基づくものである」と述

べる。「衡平の観念」に照らし、「相互の保証」があると認めたにもかかわらず、賠償額の制限を行うことは、衡平に反する結果を招来することになる。

まず、仙台高判も述べるように、我が国と法制度の異なるネパールの法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限することとなる。本件において、我が国とネパールの国家賠償請求に係る制度が重要な点において同一ではないとは認められず、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する衡平の観念に反することにはならないとしたにもかかわらず、原判決のように賠償の範囲に著しい制限を加えることは権利救済が認められる範囲を不当に制限するものであり、衡平の観念に反するものである。

また、原判決のように賠償の範囲に著しい制限を加えることは、ネパールから見れば我が国の国民からネパール政府に対する国家賠償請求に対しても著しい制限を加えることを認めることとなり、その結果、我が国の国民が受けられるべき正当な補償を受けられないという結果を招来することとなる。このような不当な結果を防ぐ必要からも、我が国とネパールの国家賠償請求に係る制度が重要な点において同一ではないとは言えず、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する衡平の観念に反することとなるとは認められないとして、「相互の保証がある」としたにもかかわらず、原判決のように賠償の範囲に制限を加えることは、ネパールにおける我が国の国民の権利を不当に制限する結果を招くものであり、衡平の観念に反するものである。

さらに、原判決のように国賠法6条により賠償の範囲に制限を加えることは、加害行為者が公務員ではない場合には、被害者はなんら制限のない正当な賠償が受けられるにもかかわらず、加害者が公務員の場合には賠償に不当な制限がかかることとなり、法の平等な適用という観点からも問題が大きいものである。

この点、岡田意見書は、「もし国家賠償法の施行以前に認められていた外国人の損害賠償請求権が国家賠償法の制定によって制限されることになるとすれば、

それは、憲法 17 条にも国家賠償法制定の趣旨にも反することになる。なぜなら、憲法 17 条と国家賠償法は、以下で述べるとおり、従前における国家賠償制度の欠落部分（国家無答責の法理によって国・公共団体の賠償責任が免除されていた部分）を是正する趣旨で定められたのであり、外国人の賠償請求権を縮小させることはその趣旨には含まれていないからである。そしてこれらの立法は、国・公共団体の公権力の行使についても民法が適用されることを前提としていた。最高裁も、戦後の国賠法施行以前の時期における公権力の行使に起因する損害について民法に基づく賠償請求を認めていたのである。」（4 頁）と述べ、憲法 17 条と国賠法制定の趣旨に照らしても、国賠法 6 条に基づき賠償額が制限されることは許されないと述べている。

4 外国の賠償実務を認定することは不可能であること

(1) 外国の賠償実務を認定することは不可能であること

国賠法 6 条に基づき、賠償範囲に制限を加えることは、法の適用という面からも不当である。

当該外国の賠償実務において、賠償に制限があるのか否か、ある場合にどのような基準で賠償がなされているのか、そのような賠償実務について、事実認定を行い、当該外国の賠償の範囲を画定することはおよそ不可能である。実際、本件においても、原判決は、ネパールにおける賠償範囲は 100 万ルピーに制限されていると認定したが、かかる認定が誤りであったことは令和 5 年 8 月 31 日一審原告控訴理由書で述べたとおり 2022 年に 200 万ルピーの賠償事例（甲 47、甲 48、甲 49）があることから明らかである。

すなわち、このように当該外国における賠償実務については、正確にこれを把握することはおよそ不可能であり、そのような不可能を強いることは不当であることから、「我が国と法制度の異なる外国の法制度との同一性を厳密に要求することは、権利救済が認められる範囲を不当に制限すること」となるから、「相互の保証がないというためには、我が国と当該国の国家賠償請求に係る制

度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する上記のような衡平の観念に反することとなることについて立証を要すると解するのが相当である」とされているのである。

そして、この「重要な点において同一ではな」とは言えないとして、「相互の保証」という国賠法6条が定める要件が認められると判断したにもかかわらず、ネパールの賠償範囲には制限があるという誤った事実認定に基づいて賠償範囲を制限したのが原判決である。このような判断方法は要件充足性の判断過程とも矛盾し背理であるとともに、外国の賠償実務という事実認定がおよそ不可能な事柄について誤った事実を認定し、それに基づいて誤った判断を生むものであり、法の適用に重大な誤りを含むものというべきである。

(2) 過去の裁判例に照らしても不当であること

前掲名古屋地判は、韓国国家賠償法に賠償額を定める基準が示されており、このような明文の規定から「賠償額の定額化傾向が看取される」とした。しかし、そのような基準があったとしても重要な点において同一ではないとまでは言えないとして相互の保証を認める妨げになるものではないと判示した。

本件は、ネパール暫定憲法及びネパール憲法（以下、「ネパール憲法等」という。）が、「他の救済手段が設けられていない、または設けられていても不十分もしくは効果がないと思われるその他の法的権利の行使のため」「必要かつ適切な命令を発する特別の権限を有する。」（甲51）として、なんら制限のない賠償を定めている。

名古屋地判は、明文の規定から賠償額の定額化傾向が看取されるが「相互の保証」を認める上で妨げになるものではないとした。これに対して、ネパール憲法等は明文の規定で賠償の制限をしていない。

以上のように、これまでの裁判例は、明文の規定で賠償額に制限があると認められるような場合でも、賠償の範囲に制限を加えるというような誤った国賠法6条の適用はしてこなかった。これに対して、原判決は、ネパール憲法等に

は賠償の制限はなんら規定されていないにもかかわらず、ネパールの賠償実務においては制限が存在するというあやふやな事実認定を行い、賠償を制限したものであり、過去の裁判例に比べても不当性が際立つものである。

5 立証責任

また、仙台高判が、「相互の保証がないというためには、我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法 6 条の依拠する上記のような衡平の觀念に反することとなることについて立証を要する」として、「相互の保証がない」と主張する側に立証責任を負わせている。他にも、そのような判例は多数みられる。

この点、岡田意見書は、「国賠法 6 条の性質に関する権利根拠規定説（相互保証の存在を外国人の賠償請求権の取得要件と解する説）と権利障害規定説（本条によって外国人の損害賠償請求権が制限されると解する説）の対立がある。前者によれば原告側が相互保証の存在を立証すべきであり、後者によれば被告側がその立証責任を負うべきものとされる。かつては前者が多数であったが、近年の例では後者が有力になっている。前述のように外国における法定の要件の存在やその解釈が不明である場合が多いことからすると、権利根拠規定説に基づいて相互保証の存在に関する立証責任を原告の負担とする解釈を採ることは不合理である。2020年の仙台高裁判決は、この趣旨を次のように判示しており、説得力がある。」と述べる。

本件においても、被告国・東京都が、相互の保証がないことについて立証が認められていないことから、一審原告の求めた請求が認められるべきである。

以 上